

# 消費者トラブルで困った時は、 消費生活センターにご相談ください!

問い合わせ  
くらし安心課(内線262)



## 消費生活センターってどんなところ?

商品やサービスに関する契約や苦情などの消費者トラブルについて、専門相談員と一緒に考えながら、解決に向けてサポートします。困った時は一人で悩まず、お気軽にご相談ください。

**相談日** 平日 午前10時～午後4時(受付は午後3時30分まで)

**電話** 433-5724 (直通)

**内容** 消費生活相談/多重債務相談/家計相談/消費生活出前講座  
※詳しくはお問い合わせください



## 「スキマ時間に気軽に稼げる」 などの副業トラブルに注意!

### 最近多い 相談事例

「空き時間を使って効率よく稼ごう」と考え、SNSやインターネット検索などで見つけた副業サイトで「いいね」を押すだけ「スクリーンショットを撮るだけ」などの簡単な作業で稼げるという副業に応募したが、報酬を得るために振り込みを指示された。さらに、高額報酬を得るためと称し、次々と振り込みを指示されて振り込んだが、報酬が全く得られなかった。

### トラブルに遭わないため、以下に注意しましょう

- (1) 「簡単に稼げる」「儲かる」ことを強調する広告は詐欺の可能性があるのでのみにしない
- (2) 悪用される可能性があるため、相手方へ安易に個人情報を開示しない
- (3) お金を稼ぐはずが、振り込みを求められたら詐欺を疑う  
いったん振り込んでしまうと、被害回復は困難です。振り込む前に、早めに消費生活センターに相談してください。

## 【市民大学講座】

# 落語で笑って学べる! 消費生活講演会

**とき** 令和7年1月29日(水)  
午後2時～3時30分  
(開場:午後1時30分)

**ところ** 文化会館 3階 304会議室

**内容** 落語による講演会(講師:桂 三若さん)

「笑って学ぼう～悪質なネットトラブルの撃退法～」

**定員** 80人

**受付** 12月9日(月)から ※申込順

**申込** 申込者の電話番号と参加希望者全員の氏名を明記の上、FAX(433-3358)、電子メール(kurashi110@city.toda.saitama.jp)、または電話で

**講師** 桂 三若 平成19年4月から平成20年4月まで「桂三若全国落語武者修行ツアー」と題して日本全国47都道府県で471回の落語会を開催し、テレビやラジオ、新聞、雑誌など500以上の取材を受け注目される。平成29年には兵庫県警察とタッグを組み特殊詐欺「防犯落語」を創作しDVD化。全国に貸し出し、特殊詐欺防止に貢献したとして、兵庫県警より感謝状を授与される。現在も全国を飛び回りながら孤軍奮闘中。



# 多子世帯を サポート! 学校給食費「第3子以降減免」の 申請を受け付けています



市では、多子世帯の経済的負担を軽減するため、令和7年度も引き続き対象となる第3子以降の児童生徒の学校給食費を全額減免します。対象者は申請期間内に手続きをお願いします。 問い合わせ 学校給食課 442-5065

**申請期間** 12月1日(日)～令和7年2月28日(金) ※期限厳守

**対象者** 次の①～④全てに該当する方が減免の対象です。

- ① 市内に住所がある。
- ② 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子どもから数えて、3人目以降の児童生徒を養育している(令和7年度中)。
- ③ 市民税と学校給食費の滞納がない。
- ④ 学校給食費について、生活保護または就学援助による給付を受けていない。

**例 1**

長男 18歳 高校生  
長女 16歳 高校生  
次男 14歳 中学2年生 (市内中学校)

減免の対象です

**例 2**

長女 20歳 大学生  
次女 16歳 高校生  
長男 13歳 中学1年生 (市内中学校)  
次男 10歳 小学5年生 (市内小学校)

減免の対象ではありません

減免の対象です

※市内の小・中学校に通う第3子以降の児童生徒が対象です

**申請方法** 書面▶申請書に必要事項を記入の上、学校給食課(学校給食センター)まで持参または郵送で  
オンライン▶QRコードの申込フォームで必要事項を入力の上、送信

